# 教　育　委　員　会　会　議　録

令和６年１２月

| 教育長 | 教育次長 | 学校教育課長 | 社会教育課長 | 会　議　・　区　分 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 定　例　会 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開会場所 | 加悦保健センター２階<br>農事相談室 | 担当書記 | 中　上　伸　午 |
| 会議日程 | 自　令和６年１２月２５日（水）<br>１日間<br>至　令和６年１２月２５日（水） | | |
| 出席者数 | 委員　５名　出席 | | |
| 出席委員 | 教育長　長島　雅彦　　委　員　樋口　　潔<br>委　員　酒井　英隆　　委　員　佐々木　和代<br>委　員　植田　智子 | | |
| 欠席委員 | | | |
| 説 明 者 | 教育次長兼学校教育課長　　中上　伸午<br>社会教育課長　小谷　貴儀<br>総括指導主事　高岡　弘安 | | |
| 署名委員 | 委　員　樋口　　潔　　委　員　植田　智子 | | |
| そ の 他 | 【傍聴者】　なし | | |

# 会　議　に　付　し　た　事　件

| 項　　目 | 件　　名 | 結　果 |
|---|---|---|
| 審議事項 | ・議案第２１号　専決処分の承認を求めることについて<br>令和６年度与謝野町一般会計補正予算（第８号） | 承認可決 |
| | ・議案第２２号　与謝野町学校運営協議会規則の一部について | 承認可決 |
| | ・議案第２３号　図書館条例施行規則の一部改正について | 承認可決 |

## 協　議　及　び　報　告　事　項

| 項　　目 | 件　　名 |
|---|---|
| 協議事項 | ・なし |
| 報告事項 | ・なし |
| そ の 他 | ・今後の予定について |

# 教育委員会会議録

１　日　　時　　令和６年１２月２５日　午前９時３０分から午前１０時３０分まで

２　場　　所　　加悦保健センター２階 農事相談室

３　議事の大要

［長島教育長］

それでは定刻になりましたので、令和６年度第９回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第１「会議録署名委員の指名」についてでございますが、樋口委員と植田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（両委員とも了承）

［長島教育長］

承認をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第２、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、１１月１日に開催いたしました令和６年度第７回教育委員会会議の会議録につきまして、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、１１月２５日に開催いたしました令和６年度第８回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありますでしょうか。

［樋口委員］

文言の削除と一部訂正をお願いしましたが、内容が大きく変わるものではありません。よろしくお願いします。

［酒井委員］

表紙の説明者についてです。加藤さんが説明されていたと思うのですが。

［中上教育次長」

すみません。社会教育課係長の井﨑になっていますが、主幹の加藤晴彦に修正させて頂きます。

［長島教育長］

ご指摘の箇所を修正し、次回の教育委員会議で承認・署名いただくことといたします。

［長島教育長］

それでは、日程第３、「教育長の報告」に入らせていただきます。

本日は師走のこの時期、誠にお忙しい中、第９回の教育委員会会議にお集まりいただき、感謝を申し上げます。

先週２１日が「二十四節気」の冬至でありました。今年の冬は、厳しい暑さが続いたこともあり暖冬と言われていましたが、ここに来て１０年振りの大雪の年という言葉も出ております。昔から大江山が２度白くなったら３度目は里に雪が降ると言われて育ってきましたが、１４・１５の土日にはその通りに初雪となりました。いずれにしても、職員への早めの出勤、早めの退勤、余裕を持った運転への重ねての注意喚起が必要な季節となった感がいたしております。

そして、１２日には今年の漢字が発表されました。この１年の世相を表すものですが、今年は「金」でした。この「金」にはオリンピック・パラリンピックでのアスリートの活躍と政治にまつわる「お金」の２つの意味があるものと思っています。また、間もなく能登半島地震から１年となりますが、地震そのもので亡くなられた方々より災害関連死の方々が上回り、併せて今朝のニュースでは４８９人とのことでした。改めて、皆さんとともに、亡くなられた方々への哀悼の意を表し、一日も早い復興復旧をお祈りしたく思います。なお、同じような大きな地震があった年の今年の漢字はレジュメのとおりでございました。

季節性インフルエンザですが、１２月１９日現在の定点把握の数値、久し振りにの数値ですが、レジュメにあるとおりですが、１１月下旬の山田小学校の１学年に始まり各校にて罹患者が増え昨日の２学期始業式の日まで学級閉鎖が続きました。ちなみに、年代別の罹患者ではインフルエンザは圧倒的に１４歳以下の子どもに多いという状況にあります。

続いて、主な行事ですが１日の「子ども発表会」では１０名の児童生徒の日々深く思い考えていることや自らの経験についての発表を聞かせてもらいました。いずれも発表内容、発表態度ともに立派なもので、発表者本人の努力に加えて、保護者や先生方にしっかりと御指導していただいたと痛感しております。自らの経験から物事を深くとらえ、感謝の気持ちや人とのつながりの大切さなどを主張してくれました。さらに今年も広く社会に目を向けて「ふるさと与謝野町」「SDGs」「祭への女子参加の意義」「動物の命」や「食物アレルギー」について触れる発表もあり、発表内容の広がりを感じました。

６・７日にはそれぞれのこども園で作品展が開催されました。昨年までは園訪問がこの頃でしたので、私たちは園児の作品や努力の様子や努力の跡を見ることできましたが、今年は訪問時期が７月となりましたので、残念ながら見ることができませんでした。かえでこども園の和田園長先生が今月の園だよりで書かれておられたことが大変印象的でした。「こども園の作品展は素晴らしい物を作って展示するのではなく、作っていく過程を大切に考えています。様々な素材に触れたり、工夫して組み合わせたり、道具をうまく使って形を造ったり、友達や先生と一緒に一つの世界を共有したりする中で、たくさんの学びがあります。そんな学びの中での成長こそが作品展に取り組む意義です。」このように書かれ

ておられました。まさにその通り、このことはこども園に限らず、小中学校の様々な行事においても、大切な観点だと思います。

そして、１６日には、橋立中学校３年生の取組で宮津市・与謝野町の首長を招いて対談を行うという恒例の行事がありました。これは組合立という橋立中学校ならではの特色ある取組で、ふるさとの活性化のために自らが何をできるかという観点で、生徒が考えた雇用を生み出す起業案をプレゼンテーションします。オンラインで参加された両首長からの起業案へのコメントや生徒の質問に答える形で行われ、生徒にとっては「ふるさと」を主体的に考える貴重な時間を持つことができたものと思います。加えて、年末年始の園学校の予定などはレジュメのとおりでございます。

次に「進路指導」についての話になりますが、１２月の校園長会議では、校園長の先生方に、児童生徒にはすべての教科を頑張るという姿勢を大事にして欲しい、人間としての成長には不必要な科目は当然としてなく、現実的なこととして科目を絞らないという姿勢が、進路選択の幅を間違いなく広げることになると話しました。

このことは高校での大学受験の例で言えば分かりやすいのですが、すべての教科で頑張っておくと、国公立大学の推薦試験や私立の指定校推薦においては有利となりますし、大学入学共通テストで多くの教科科目を受験した方が、出願できる学校は多く、合格の可能性も増えて来ることになります。

そして１２月の定例会では、レジュメにあるように沢山の質問をいただきました。学童保育につきましては、長年の懸案であった三河内学童保育所と待機児童が出て臨時見守り室を開設している石川学童保育所、この２つの新たな開設についてです。野田川地区遠距離通学支援については、再三にわたり特に岩屋地区からの通学児童への支援、具体的にはバスによる送迎についてです。従来よりスクールバスの運行基準は４ｋｍを超えるところからとの答弁を繰り返してまいりました。しかしながら、昨今の夏の酷暑による熱中症リスクの高まりを考えると、そして野田川地域の小学校が統合される令和１２年度以降に対応するということでは、この間、子どもたちの安心安全を守れないと考えます。この場では、まだ詳細を述べることはできませんが、来年度には２ｋｍを超える徒歩通学児童に対して、熱中症リスクの高い期間に限定した新たな対応をしたく思います。

そして、包括的性教育という言葉は皆様方、ご存知でしたでしょうか？名前は知っている。意味も知っている。皆様方、それぞれかと思いますが、私は知りませんでした。質問を受けて、一から学んで答弁した次第でございます。日本では従来より性教育というと生殖の仕組み、二次性徴、性感染症予防の話などがイメージされがちですが、包括的性教育は「身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む教育」と考えられ、この教育のベースには人権の尊重があるとされています。

また、闇バイトに加担する者の低年齢化が進む中、学校教育においても「いわゆる闇バイト等の犯罪に巻き込まれないために」という特化された課題についての教育の必要性についての指摘がございました。子どもたちの安心安全を守る観点からも大切なことであると、改めて認識した次第でありました。

そして、条例改正・補正予算等では、奨学金貸与について月額３万５千円から５万円への増額が認められ、石川と三河内小学校の新たな学童保育所の設立に向けた債務負担行為、さらには長年の懸案事項であった学校給食センター建設に係る債務負担行為も認められ、大きな事業を着実に進めていくことが可能となりました。

最後その他ですが、本日は一般会計補正予算に係る専決処分の承認、学校運営協議会規則と図書館条例施行規則の一部改正などの審議事項などがございますが、この後、何卒、よろしくお願いいたします。

［長島教育長］
それでは、次に日程第４、「審議事項」に入らさせていただきます。
議案第２１号「専決処分の承認を求めることについて」、令和６年１２月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見についてを議題とします。

［長島教育長］
提案理由等について　中上教育次長が説明いたします。

（中上教育次長から資料に基づき説明）

［長島教育長］
何か、ご質問等ございますか。

（委員からの質問なし）

［長島教育長］
それでは、議案第２１号「専決処分の承認を求めることについて」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

［長島教育長］
挙手全員でございます。よって議案第２１号「専決処分の承認を求めることについて」は、提案の通り承認されました。

［長島教育長］
続きまして、議案第２２号「与謝野町学校運営協議会規則の一部について」、を議題とします。

［長島教育長］
提案理由等について　小谷社会教育課長が説明いたします。

（小谷社会教育課長から資料に基づき説明）

［長島教育長］
何か、ご質問等ございますか。

［樋口委員］
第５条、毎年度の評価を行うですが、１回以上を入れた内容が理解しにくいところがあ

るため教えていただきたいです。

［小谷社会教育課長］

１回は行うため不要という意見がありましたが、宮津市が入れられているということ、文部科学省が出しています参考資料に１回以上と記載されているため、あえて１回以上は行う必要があるという解釈をしました。

中学校組合では、教育委員会会議でそちらに合わせる形で１回以上としております。与謝野町の場合は１回は必ず行っていまして、実態として３回は実施していますが、あえて明記することになりました。中学校組合に合わせた形で提案をしています。

［酒井委員］

第４条の学校運営方針についてですが、地教行法で決まっているため仕方の無い面もあるのかと思われるのですが、校長先生が交代され、その年の学校運営方針を作成・承認されるものとして、おおむね何月に作成・承認をされているのでしょうか。

と言いますのも、１年間が括りとなっており承認が得られない場合はあまり無いのかと思うのですが、これはどの様な状況を想定されているのでしょうか。

［小谷社会教育課長］

校長先生が異動される場合があります。４月１日に着任され早速、学校運営方針を策定されています。所属の先生方に諮りながら組み立てて行く訳ですが、時間がかかります。

ＰＴＡ総会もありますが、初回の学校運営協議会は５月頃に行われ、そこで最終的に承認されますので、４～５月の段階としては暫定的な方針となります。校長先生としては、先生方と組み立てたものを５月の第１回運営協議会で諮って決める流れとなります。

［長島教育長］

総括から現場の動きの補足をお願いします。

［高岡総括指導主事］

学校で決定するのは、４月の第１回職員会議、４月２日から３日頃に決定します。

そしてＰＴＡ総会のお話がありましたが、全て提案しているような学校は無いかと思われます。基本的な今年度の重点的な施策等をＰＴＡの方にお示しをすることはあります。

［長島教育長］

他にご質問等ございますか。

［長島教育長］

それでは、議案第２２号「与謝野町学校運営協議会規則の一部について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

［長島教育長］

挙手全員でございます。よって議案第２２号「与謝野町学校運営協議会規則の一部につ

いて」は、提案の通り承認されました。

［長島教育長］
　　続きまして、議案第２３号「図書館条例施行規則の一部改正について」、を議題とします。

［長島教育長］
　　提案理由等について　小谷社会教育課長が説明いたします。

　　（小谷社会教育課長から資料に基づき説明）

［長島教育長］
　　何か、ご質問等ございますか。

［樋口委員］
　　マイナンバーカードと個人番号カードは同じものと捉えてよろしいのでしょうか。
マイナンバーカードを個人番号カードと記載しなければならない取り決めがあるのでしょうか。

［小谷社会教育課長］
　　総務課で統一されており、個人番号カードと表記すると聞いていますので、その様にさせていただいております。

［長島教育長］
　　他に質問がございますか。

［植田委員］
　　マイナンバーカードの確認はコピーを取るだけなのでしょうか。

［小谷社会教育課長］
　　コピーは取りません。提示していただくだけです。

［長島教育長］
　　それでは、議案第２３号「図書館条例施行規則の一部改正について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

［長島教育長］
　　挙手全員でございます。よって議案第２３号「図書館条例施行規則の一部改正について」は、提案の通り承認されました。

［長島教育長］
　　続きまして、日程第５「その他」に入らさせていただきます。

中上教育次長お願いします。

［中上教育次長］
次回の教育委員会会議の日程調整をさせていただきたいです。

（次回、教育委員会及び学校訪問等の日程調整）

［中上教育次長］
次回の教育委員会会議については、仮日程として１月３０日（木）となります。午前９時半からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

［長島教育長］
以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前１０時３０分　終了

教育長

委　員

委　員

書　記

議案第２１号

専決処分の承認を求めることについて
令和６年１２月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年与謝野町教育委員会規則第５号）第３条第１項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和６年１２月２５日提出

与謝野町教育委員会
教育長　長　島　雅　彦

提案理由
令和６年１２月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく町長からの意見聴取について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第８号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年与謝野町教育委員会規則第５号）第３条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和６年１２月２５日

与謝野町教育委員会
教育長　長　島　雅　彦

別紙

令和６年１２月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、令和６年１２月９日付６与総第５０７号で意見を求められました令和６年１２月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

令和６年度与謝野町一般会計補正予算（第８号）

以上１件について、意義ありません。

議案第２１号

## 第２表　　債 務 負 担 行 為 補 正

（追　加）　　（単位：千円）

| 事　　項 | 期　　間 | 限　度　額 |
|---|---|---|
| 学校給食センター建設工事 | 令和6年度から令和8年度まで | 2,283,000 |
| 学校給食センター建設工事監理業務委託 | 令和6年度から令和8年度まで | 24,200 |

議案第２１号資料

# ①　令和６年度１２月補正予算概要資料

（単位：千円）

| 区分 | ー | 予算書ページ | 6 | 担当課 | 学校教育課 | 補正予算要求額 | 財源名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 概要（予算事業名） | 与謝野町立学校給食センター建設工事<br>（学校給食センター施設整備事業） | | | | | 財源 国費 | |
| 総合計画 | 分野 | （分野5）魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち | | | | 府費 | |
| | 基本施策 | （基本施策2）一人ひとりを大切にする環境づくり | | | | その他 | |
| | 分野 | | | | | 起債 | |
| | 基本施策 | | | | | 一財 | |
| | | | | | | 補正後予算額 | 138,431 |

| 予算 | 款 | 教育費 | 項 | 保健体育費 | 目 | 学校給食費 |
|---|---|---|---|---|---|---|

| 予算・決算の状況 | R4 決算 | R5 決算 | R6 当初予算（繰越含む） | R6 現計予算（繰越含む） |
|---|---|---|---|---|
| | 2,200 | 59,125 | 138,431 | 138,431 |

| | |
|---|---|
| 背景・経緯 | 「与謝野町学校給食センター整備基本計画」に基づき、老朽化した学校給食センターと自校給食施設に代わり、学校衛生管理基準に適合しHACCPの考え方に基づく衛生管理に対応した共同調理場（学校給食センター）の整備を進める。 |
| 補正予算で追加する理由 | 令和８年９月の新施設での学校給食の提供開始を目指し、令和６年度中に工事請負契約等を締結する必要があり、適正な工期を確保するため債務負担行為を設定する。 |
| 事業内容 | 中事業名　学校給食センター施設整備事業<br>老朽化した学校給食センターと自校給食施設に代わり、学校衛生管理基準に適合し、HACCPの考え方に基づく衛生管理に対応した共同調理場（学校給食センター）を旧岩屋小学校校舎跡地に整備する。<br><br>[施設]　鉄骨造2階建(陸屋根＋一部勾配屋根)　延床面積1,617㎡<br>[調理能力]　1,400食(最大1,600食)<br>[対象校数等]　9校　87クラス<br><br>【債務負担行為の設定】<br>・学校給食センター建設工事<br>限度額：２，２８３，０００千円　期間：令和６年度から令和８年度まで<br>・学校給食センター建設工事監理業務委託<br>限度額：２４，２００千円　期間：令和６年度から令和８年度まで |
| 本事業の実施により期待される効果・成果 | 「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に適合したHACCP対応のフルドライシステムの導入及び汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分等を行い衛生管理の徹底を図り、調理場における施設整備の充実等により食物アレルギーに対する十分な体制づくりが可能となる。 |

議案第２２号

与謝野町学校運営協議会規則の一部改正について

与謝野町学校運営協議会規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和６年１２月２５日提出

与謝野町教育委員会
教育長　長　島　雅　彦

提案理由

令和５年度から学校運営協議会を設置し、運営を進める中で、現状に即した内容とするため、所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会規則第６号

与謝野町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

与謝野町学校運営協議会規則（令和５年与謝野町教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「よう努める」を削る。

第４条第２項の次に次の１項を加える。

３　法第４７条の５第４項の規定による承認が得られない場合は、対象学校の校長は、協議会の意見を聴収して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、対象学校の校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

第５条第２項中「毎年度」の次に「１回以上」を加える。

第６条を次のように改める。

（意見の陳述の手続）

第６条　協議会は、法第４７条の５第６項の規定により意見を述べる場合は、必要に応じてあらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

第７条第５項中「とする」を「とし、再任を妨げない」に改め、同条第６項を削る。

第９条第１号中「退職」を「解嘱又は解任」に改める。

第１１条第１項に次のただし書を加える。

ただし、会長を定める前に招集する会議は、教育長が招集する。

第１６条を第１７条とし、第１２条から第１５条までを１条ずつ繰り下げ、第１１条の次に次の１条を加える。

（会議の公開）

第１２条　会議は、原則、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の議により非公開とすることができる。

(1) 個人情報の保護等が必要なとき。

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第２２号資料

与謝野町学校運営協議会規則（令和５年与謝野町教育委員会規則第２号）新旧対照表

| 現　　行 | 改　正　案 |
| --- | --- |
| （設置）<br>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、与謝野町立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（平成18年与謝野町条例95号）別表に規定する小学校又は中学校のそれぞれの学校（以下「学校」という。）ごとに協議会を置くよう努めるものとする。 | （設置）<br>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、与謝野町立小学校及び中学校の設置及び管理に関する条例（平成18年与謝野町条例95号）別表に規定する小学校又は中学校のそれぞれの学校（以下「学校」という。）ごとに協議会を置くものとする。 |
| （学校運営に関する基本的な方針の承認）<br>第4条　（略）<br>2　（略） | （学校運営に関する基本的な方針の承認）<br>第4条　（略）<br>2　（略）<br>3　法第47条の5第4項の規定による承認が得られない場合は、対象学校の校長は、協議会の意見を聴収して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、対象学校の校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。 |
| （協議会の役割）<br>第5条　（略）<br>2　協議会は、毎年度、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。 | （協議会の役割）<br>第5条　（略）<br>2　協議会は、毎年度１回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。 |

| | |
|---|---|
| （学校運営に関する意見の陳述）<br>第6条 協議会は、対象学校の運営について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができるものとする。<br><br>（委員）<br>第7条 （略）<br>2 （略）<br>3 （略）<br>4 （略）<br>5 委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>6 委員は再任されることができる。<br><br>（委員の解任）<br>第9条 （略）<br>(1) 委員が退職を願い出た場合<br><br>（会議）<br>第11条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。 | （意見の陳述の手続）<br>第6条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により意見を述べる場合は、必要に応じてあらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。<br><br>（委員）<br>第7条 （略）<br>2 （略）<br>3 （略）<br>4 （略）<br>5 委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>6 （廃止）<br><br>（委員の解任）<br>第9条 （略）<br>(1) 委員が解嘱又は解任を願い出た場合<br><br>（会議）<br>第11条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。ただし、会長を定める前に召集する会議は、教育長が召集する。 |

| | |
|---|---|
| | （会議の公開）<br>第12条　会議は、原則、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の議により非公開とすることができる。<br>(1)個人情報の保護等が必要なとき。<br>(2)会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。 |
| （協議会の運営等）<br>第12条　（略）<br>（教育委員会等による指導又は助言）<br>第13条　（略）<br>（設置の取り消し）<br>第14条　（略）<br>（庶務）<br>第15条　（略）<br>（委任）<br>第16条　（略） | （協議会の運営等）<br>第13条　（略）<br>（教育委員会等による指導又は助言）<br>第14条　（略）<br>（設置の取り消し）<br>第15条　（略）<br>（庶務）<br>第16条　（略）<br>（委任）<br>第17条　（略） |

議案第２３号

与謝野町立図書館条例施行規則の一部改正について

与謝野町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和６年１２月２５日提出

与謝野町教育委員会
教育長　長　島　雅　彦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正にともない、所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会規則第７号

# 与謝野町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町立図書館条例施行規則（平成１８年与謝野町教育委員会規則第３４号）の一部を次のように改正する。

様式第１号を別紙のように改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第１０条関係）

# 個人貸出登録申請書

年　　月　　日

与謝野町立図書館長　様

※太枠内をご記入の上、各種証明と一緒にカウンターへご提出ください。
※カード紛失等による再交付また広域利用の方はカード作成実費を頂きます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ふりがな | | 性別 | 受付館 | | 担当 |
| 名前 | | 男・女 | 新規 | 変更 | 再交付 |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | | 【　】在住　☐免許証　☐個人番号カード | | |
| 電話番号 | | | ☐住民票　☐その他（　　） | | |
| 携帯番号 | | | 【　】在学　☐学生証　☐その他（　） | | |
| 住所 | （〒　　－　　） | | 【　】在勤　在住項目に加えて | | |
| | | | ☐社員証　☐在勤証明書<br>☐その他（　　） | | |
| インターネット予約の利用希望 | あり　・　なし | | 【　】広域　宮・伊・京・福・綾・舞 | | |
| ＊中学生以下の方は登録に保護者の同意が必要ですので下記もご記入下さい。 | | | ☐運転免許証　☐個人番号カード<br>☐住民票　☐その他（　　） | | |
| 保護者の名前 | 学校名 | | 登録番号 | | |
| ※与謝野町以外にお住まいで町内で通学・勤務の方は下記もご記入ください。 | | | | | |
| 学校 | 名称 | | | | |
| 勤務先 | 所在地 | 与謝野町 | 電話番号 | | |